

# 岐阜県公報

## 目次

公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

(都 市 政 策 課)

ページ  
一

号外(一) 平成二十年六月六日

## 公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、岐阜県都市計画区域マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則(昭和四十五年岐阜県規則第五十九号)第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年六月六日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関係市町
岐 阜	平成二十年六月二十六日 (木) 午後三時から	各務原市川島河田町 一〇二八番地一 各 務原市川島ライフデ ザインセンター集會 室	岐 阜 市 各 務 原 市 瑞 穂 市 本 巣 市 岐 南 町 北 笠 方 町

(注) 岐阜県都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分(区域区分)の変更に関する公聴会、各務原都市計画区域マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)の変更に関する公聴会及び各務原都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分(区域区分)の変更に関する公聴会と同時に開催する。

二 公聴会において意見を聴こつとする都市計画の案の概要

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる)  
(ときは翌日)

平成二十年六月六日

別記一のとおり

(注) 今回の変更素案は旧川島町部分の都市計画の内容を、岐阜都市計画区域から各

原都市計画区域へ単純に移行するものであり、住民の方の権利関係に変動はない。

この変更後に新たな都市計画区域マスタープランの策定や区域区分の見直しに着

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、岐阜市都市建設部都市

2 閲覧期間

平成二十年六月六日(金)から同月二十日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く)

四 公述の申出方法

公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十年六月二十日(金)まで(郵

送、ファックスによる場合は、期限までに必着のこと。)に別記二の様式により、〒

五 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ公

述申出書を一部提出すること。公述の内容は都市計画の案の範囲とする。

なお、公述申出書の中に同趣旨の意見が多数ある場合は、公述を申し出た者のうち

から、公聴会において意見を述べることができる者を選定の上、公聴会の前日までに

本人に通知する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建設部都市政策課(電話〇五八 二七二 一一一一 内線三七五五、ファッ

クス〇五八 二七八 二七六四)、岐阜市都市建設部都市計画課、各務原市都市建設

部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課、本巣市産業建設部都市計画課、岐南町

建設課、笠松町建設水道部建設課又は北方町都市環境農政課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。

別記一

一 都市計画の目標

本区域では、自然的環境と高次な都市機能が共存するといった本区域が持つ独自性を十分に発揮しながら、快適な生活環境の形成と求心力の高い市街地の形成を図るため、都市づくりの基本理念を「個性と自然が育む快適生活都市の創造」とし、この実現に向けた都市づくりの目標を次のとおり示す。

- 1 快適で安心して暮らせる都市づくり
- 2 求心力の高い、活力ある都市づくり
- 3 自然的環境と共存する都市づくり

二 地域ごとのまちづくりのイメージ

本区域を地域の特性をもとに四つの地域に大別し、地域ごとに目指すべきまちづくりのイメージを示す。

地域区分	商業地域		居住地域		目指すべきまちづくりのイメージ
	沿道型商業地	地域の拠点商業地	田園住宅地	一般住宅地	
おおむねの位置	(都)環状線及び国道百五十六号をはじめとする幹線道路沿道	主要な鉄道駅の周辺地域等	J R岐阜駅周辺及び柳ヶ瀬地区を中心とする地域やJ R西岐阜駅及び岐阜県庁が立地する地域	市街地内の低層住宅地以外の居住地域	東部・北部・西部の市街地外縁部、長良川以北の環状線周辺等の計画的に整備された住宅地や住宅以外の混在が極めて少ない地域
					良好な住環境を備えた住宅地
					地域の特性を活かした住宅地
					田園環境と調和した住宅地
					都心及び副都心
					地域の生活を支える商業地
					交通の利便性を活かした幹線道路沿線の商業地

緑地	工業地域	
	一般工業地	拠点的工業地
大河川や金華山等のまとまった緑地	長良川以南の住・商・工が混在する地域	北方町内の(都)馬場北方線周辺、瑞穂市内の(都)一般国道二十一号線周辺、J R東海道本線周辺及び(都)合渡下生津線周辺、本県市内の国道百五十七号周辺、岐阜市内の流通業務団地、岐阜インターチェンジの南部地域、東海北陸自動車道岐阜各務原インターチェンジ周辺の地域並びに東海環状自動車道のインターチェンジ周辺地域
	周辺の環境と調和した工業地	交通利便性を活かし、効率のよい生産環境を備えた工業地
	区域の貴重な資源である水と緑の空間	

三 区域区分(市街化区域と市街化調整区域)の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- 1 本区域では、次の理由により区域区分を定める。
  - (一) 市街地の周辺には土地利用転換が比較的容易である平坦な地形の地域が広がっている中、世帯数増加による宅地需要や幹線道路沿道における商業施設の立地が進むことが考えられること。
  - (二) 岐阜県の中心都市として、今後とも都市施設の整備を積極的に進める必要があること。
  - (三) 都市整備に当たっては、既成市街地の再構築を優先しつつ、限られた財源で効率的・重点的な整備を進めるため、市街地の区域を明確に示していくことが必要であること。
  - (四) 市街化圧力が今後とも継続すると見込まれる中、市街地周辺の自然的環境が無秩序に侵食されることのないよう、適切な土地利用の制御方策を採ることが必要なこと。
  - (五) 新たな都市機能の立地が想定される幹線道路沿線地域や東海環状自動車道インターチェンジ周辺等では、自然的環境の保全と都市的土地利用の計画的誘導が必要なこと。

2 区域区分を定める際の方針

- (一) 人口及び産業の見通し、市街化の現況及び動向を勘案し、適正に市街化区域を設定する。
  - (二) 平成二十二年時点での市街化区域面積は、おおむね一万九百六十三ヘクタールである。
- 四 主要な都市計画の決定の方針
- 1 土地利用に関する方針
    - (一) 住居系
      - (1) 低層住宅地では、低層戸建住宅を中心として良好な居住環境の維持及び形成を図るものの、主要な生活道路の沿線については、必要に応じて小規模な日用品販売店舗や飲食店等の立地を許容する。
      - (2) 一般住宅地では、中高層住宅をはじめ、日常生活の利便性を支える施設等の立地を許容する。
      - (3) 長良川以南の工場等が混在する一般住宅地では、住居系土地利用への純化を基本とする一方、地域の状況に応じ、生産環境を保護しながら居住環境の向上を図る。
      - (4) 環状線の内側に位置する一般住宅地、特に中心商業地に隣接する地域では、利便性の高い居住地として中高層住宅を誘導し都心居住を進め、金華山に隣接する地域では、自然景観に配慮した建築物の立地を誘導する。また、金華山の北側に位置する長良川両岸の地域については、観光地区の指定により観光地としての機能の充実に努める。
      - (5) 北方町の円鏡寺の周辺地区等歴史景観を有する一般住宅地では、住環境と歴史資源との調和を図り、歴史的情緒の高い居住空間を形成する。
    - (二) 商業系
      - (1) J R岐阜駅周辺及び柳ヶ瀬地区一帯の中心商業地では、既存の道路等都市基盤を活かしつつ、高度利用地区の指定や地区計画の活用等によって土地の高度利用を誘導し、商業・業務機能の一層の集積を促進するとともに都心居住を促進し商業業務機能と都心居住機能が共存する環境の形成に努める。
      - (2) J R西岐阜駅及び県庁周辺の副都心地区では、行政サービス施設、商業施設等の立地誘導を進める。
      - (3) 主要な鉄道駅周辺等の地域の拠点地区では、「まちの顔」となる商業地の形

成のため、商業機能等の集積を誘導する。

- (4) 幹線道路沿道では、周辺の環境と調和のとれた沿道型商業地の形成を誘導する。

(三) 工業系

- (1) まとまった工業地が形成されている地域では、機能的で効率的な生産環境の維持及び向上を図る。

- (2) 岐阜インターチェンジの南部地域や東海北陸自動車道岐阜各務原インターチェンジ周辺地域では、工場敷地内の緑化を推進する等、周辺の居住環境との調和に努めつつ、既存工業地の生産環境の向上と工業・流通機能の計画的な集積を進める。

- (3) 本区域南部の岐阜流通業務団地では、流通業務機能の一層の効率化を図る。
- (4) 長良川以南の繊維・ねん糸産業を中心とする工場、住宅及び商業・業務施設が混在する地域のうち土地利用の純化が困難な地域については、住・商・工が共存する複合地区として特別工業地区の指定、緩衝緑地の設置及び地区計画・緑地協定等の活用により、それぞれの環境向上に努める。

(四) 緑地等

- (1) 風致地区指定済みの加納城址のほか、市街地内の歴史的・文化的背景を有する緑地、地域のシンボルとなる緑地、維持すべき都市の風致等については、特別緑地保全地区又は風致地区の指定を検討する。
- (2) 市街地周辺の水田、果樹園等のまとまった優良農地については、保全する。

(五) その他

- (1) 市街地外では、現行の開発許可基準に基づき計画的な都市的土地利用を進めるとともに、建築物の形態規制を活用し、良好な生活環境の維持に努める。
- (2) 集落地域では、市街地に隣接又は近接し、既に十分な基盤が整っている地域に限り、周辺環境に悪影響のない開発については許可の対象とし、良好な生活環境の維持に努める。
- (3) 市街地外のインターチェンジ周辺及び主要幹線道路等の沿道で、沿道サービス施設等の立地が適切と認められ、十分な基盤を確保するとともに周辺への市街地拡大を誘導する恐れのない計画的な開発にあつては許可の対象とし、無秩序な市街化を抑制する。
- (4) 市街地外の瑞穂市の犀川堤外地においては、土地区画整理事業の土地利用方

針に基づき、適切な土地利用を誘導する。

- (5) 市街地に隣接又は近接する農業地域では、乱開発防止と周囲の都市化を考慮しながら、緑多い優良な田園居住地域の整備推進を検討する。
- (6) 都市基盤整備を行う必要のない市街地外の既存工場で、事業拡大により雇用促進が見込まれるものについては、工場規模の拡大が可能な区域とするよう検討する。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

- (1) 交通渋滞の緩和、高齢社会にふさわしい交通環境の確保や環境への配慮に重点を置いた交通体系を確立し、道路、鉄道等各交通機関相互の役割分担及び連携の強化を図る。
- (2) 広域的道路網の充実を図るとともに、環状道路と放射状道路による放射環状型の道路網及び地域相互を結ぶ道路の整備を推進し、一体の都市としての連携の強化を図る。
- (3) JR線、名鉄線等の鉄道については、輸送力の増強や高速化対策をはじめとするサービス水準の向上、バス等の公共交通機関との乗り継ぎの強化等により利便性の向上を図る。特に本区域の玄関口であるJR岐阜駅前広場の整備を進め、名鉄名古屋本線・各務原線の連続立体交差事業の早期着手を目指す。さらに、JR岐阜駅と名鉄岐阜駅間の利便性を高め、交通拠点としての機能強化を図る。
- (4) 路線バスは、定時性の確保などサービス水準の向上を図る。
- (5) 円滑な都市活動のため、市街地内における計画的な駐車場及び駐輪場の整備を行う。
- (6) ITSなどの交通情報システムの整備により、交通渋滞の緩和及び自動車交通と公共交通との連携強化を図る。
- (7) 道路の整備水準の目標は、市街地内の都市計画道路の配置密度を一平方キロメートル当たりおおむね二・五五キロメートルとする。

(二) 下水道及び河川

- (1) 下水道の整備は、岐阜市、岐阜町、笠松町及び北方町で進められており、市街地の動向を踏まえて、効率的な整備と処理区域の拡大を図る。また、本県市では、今後公共下水道の整備を進め、瑞穂市では公共下水道の整備を検討する。

(2) 市街地内の雨水排水排除については、緊急度の高い地区で重点的に都市下水道の整備を進める。

(3) 河川については、流域の保水・遊水機能の維持・増大を図り、総合的な治水対策を進めるとともに、公園・緑地や街路等と一体となった水と緑のネットワークの構築により、良好な水環境の形成を目指す。

(4) 公共下水道の整備水準の目標は、岐阜市は平成二十七年で普及率九十八パーセント、北方町は平成二十年完成、笠松町は市街地全域の平成二十二年完成、岐南町は市街地全域の平成二十七年完成、本巣市は旧糸貫町の区域の平成三十八年完成とする。

(5) 河川の整備水準の目標は、施設整備の現状を考慮し、当面時間雨量五十ミリメートル対応とする。

3 市街地開発事業に関する方針

(一) 市街地整備にあたっては、既成市街地の再整備を優先して行う。

(二) J R岐阜駅周辺から柳ヶ瀬地区に至る地域では、市街地再開発事業等を推進し、既存商業地の再整備及び拠点にふさわしい商業核の再整備を行う。

(三) 中心商業地及びその周辺地域では、都心居住を促進するための整備を推進する。

(四) 環状線内側、名鉄笠松駅周辺及び岐阜市柳津地域等で見受けられる密集住宅市街地では、生活環境改善及び防災性向上のため、可能な限り面的整備により街区の更新を図る。

(五) 市街地内の未利用地混在地区では、良好な市街地の環境を形成するため、地区の状況等を勘案して、土地区画整理事業の実施あるいは地区計画の導入によって土地利用の秩序を図る。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

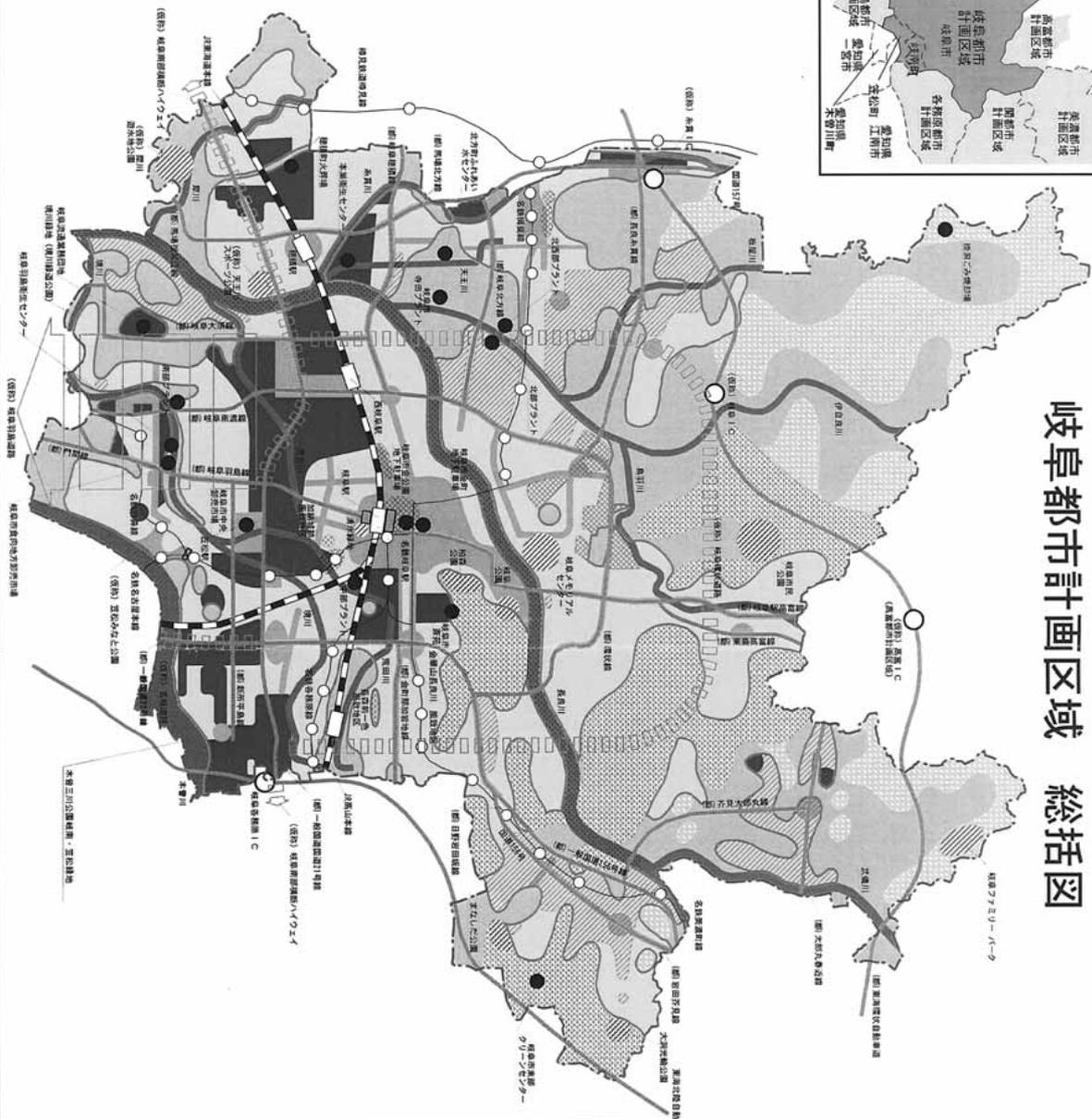
(一) 緑あふれる快適なまちづくりを進めるため、都市景観の向上、レクリエーション効果、都市防災に資する効果等の機能に配慮し、恵まれた自然的環境・生態系を保全しつつ、都市公園等の整備や避難緑地等のオープンスペースの確保を図っていく。

(二) 金華山、百々ヶ峰、城ヶ峰等の樹林地は、良好な市街地後背の自然緑地として保全を図る。

(三) 都市公園・都市緑地の整備水準の目標は、都市計画区域人口一人当たりの面積を四十三平方メートルとする。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業の概ねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

# 岐阜都市計画区域 総括図



凡 例	
	都市計画区域界
	市街地(市街化区域)
	主要な道路
	主要な道路(構想)
	駅的広場
	鉄道
	主要な河川
	主要な公園・緑地
	その他主要な都市施設
	住居系
	商業系
	工業系
	特別緑地保全地区・風致地区
	農地・集落地
	森林地
	市街地開発事業地区計画

第211

公法申出書

平成20年6月6日付けで岐阜県公報に登載された岐阜都市計画区域マスタープランの都市計画決定案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成20年6月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公法申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日

職 業

TEL

印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
- 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、岐阜都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関係市町
岐 阜	平成二十年六月二十六日 (木) 午後三時から	各務原市川島河田町 一〇二八番地一 各 務原市川島ライフデ ザインセンター集會 室	岐 阜 市 各 務 原 市 瑞 穂 市 本 巣 市 岐 南 市 北 笠 方 町 笠 方 町

- (注) 岐阜都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）の変更に関する公聴会、各務原都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）の変更に関する公聴会及び各務原都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）の変更に関する公聴会と同時に開催する。
- 二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要  
別記一のとおり

(注) 今回の変更素案は旧川島町部分の都市計画の内容を、岐阜都市計画区域から各務原都市計画区域へ単純に移行するものであり、住民の方の権利関係に変動はない。この変更後に新たな都市計画区域マスタープランの策定や区域区分の見直しに着手し、市街化区域の拡大・縮小等の都市計画決定を平成二十二年までに行う予定

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課において閲覧に供するほか、岐阜市都市建設部都市計画課、各務原市都市建設部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課、本巣市産業建設部都市計画課、岐南町建設課、笠松町建設水道部建設課及び北方町都市環境農政課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十年六月六日(金)から同月二十日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く)の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十年六月二十日(金)まで(郵送、ファックスによる場合は、期限までに必着のこと。)に別記二の様式により、〒五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市政策課へ公述申出書を一部提出すること。公述の内容は都市計画の案の範囲とする。

なお、公述申出書の中に趣旨の意見が多数ある場合は、公述を申し出た者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者を選定の上、公聴会の前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建築部都市政策課(電話〇五八 二七二 一一一一 内線三七五五 ファックス〇五八 二七八 二七六四)、岐阜市都市建設部都市計画課、各務原市都市建設部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課、本巣市産業建設部都市計画課、岐南町建設課、笠松町建設水道部建設課又は北方町都市環境農政課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。

別記一

一 区域区分の変更を必要とする理由

平成十六年十一月一日に各務原市(各務原都市計画区域)と川島町(岐阜都市計画区域)が市町合併したことにより、旧川島町を岐阜都市計画区域から各務原都市計画区域に編入を行うため、都市計画区域の変更及び都市計画区域マスタープランの変更に合わせて区域区分の見直しを行う。

二 区域区分の変更の基本方針

岐阜都市計画区域に属している各務原市(旧川島町)部分について、今回、岐阜都

市計画区域から新たに各務原都市計画区域へ編入することとするが、岐阜都市計画区域区分については、各務原市(旧川島町)部分を除外した区域区分を現行のまま維持し、変更後の岐阜都市計画区域について引き続き区域区分を定めるものとする。

三 区域区分の変更の内容

次の箇所について市街化区域の縮小を行う。

箇所番号	地区名	面積(㎡)	縮小理由
1	川島	四一九・〇	都市計画区域の変更により市街化区域の一部を岐阜都市計画区域より除外する。

四 区域区分に関する都市計画概略図は、総括図のとおりとする。



別記1

公述申出書

平成20年6月6日付けで岐阜県公報に登載された岐阜都市計画区域区分の都市計画決定案(素案)について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成20年6月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日

職 業

TEL

印

意見の要旨及びその理由

(注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。

2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、各務原都市計画区域マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則(昭和四十五年岐阜県規則第五十九号)第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関 係 市
各務原	平成二十年六月二十六日 (木)午後三時から	各務原市川島河田町 一〇二八番地一 各 務原市川島ライブデ ザインセンター集會 室	各 務 原 市

(注) 各務原都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分(区域区分)の変更に関する公聴会、岐阜都市計画区域マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)の変更に関する公聴会及び岐阜都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分(区域区分)の変更に関する公聴会と同時に開催する。

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要  
別記一のとおり

(注) 今回の変更素案は旧川島町部分の都市計画の内容を、岐阜都市計画区域から各務原都市計画区域へ単純に移行するものであり、住民の方の権利関係に変動はない。この変更後に新たな都市計画区域マスタープランの策定や区域区分の見直しに着手し、市街化区域の拡大・縮小等の都市計画決定を平成二十二年までに行う予定

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

<p>地域区分</p> <p>おおむねの位置</p>	<p>目指すべきまちづくりのイメージ</p>	<p>那加地域</p> <p>区域西部の各種官公署や教育施設、JR那加駅、名鉄新那</p>	<p>交通の利便性と大規模跡地を活用した緑豊かな西の都</p>
----------------------------	------------------------	---	---------------------------------

岐阜県都市建築部都市政策課において閲覧に供するほか、各務原市都市建設部都市計画課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十年六月六日(金)から同月二十日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く)の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十年六月二十日(金)まで(郵送、ファックスによる場合は、期限までに必着のこと。)に別記二の様式により、〒五八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市政策課へ公述申出書を一部提出すること。公述の内容は都市計画の案の範囲とする。

なお、公述申出書の中に同趣旨の意見が多数ある場合は、公述を申し出た者のうちから、公聴会において意見を述べることが出来る者を選定の上、公聴会の前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建築部都市政策課(電話〇五八 二七二 一一一一 内線三七五五、ファックス〇五八 二七八 二七六四)又は各務原市都市建設部都市計画課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。

別記一

一 都市計画の目標

本区域では、住宅都市から情報発信都市への飛躍を目指したまちづくりを推進していくため、都市づくりの基本理念を「都市再生と都市活力の創出」、「田園的環境を活かした公園都市の形成」、「車社会と公共交通の共存」、「地域の歴史・文化を活かした都市づくり」とする。

二 地域ごとのまちづくりのイメージ

本区域を地域の特性をもとに五つの地域に大別し、地域ごとに目指すべきまちづくりのイメージを示す。

稲羽地域	区域南部の農村集落と農地が広がる、ほぼ全域が市街化調整区域の地域	広大な河川緑地に隣接する暮らしやすい田園居住地域の形成
蘇原地域	区域中北部の中核的工場を核として発展してきた地域	基幹産業と共生する潤いある住工複合地域の形成
鵜沼地域	区域東部の丘陵地における大規模住宅団地や鵜沼宿等の歴史的資源、丘陵地等の自然的資源が残る地域	歴史、自然及び公共交通を活用した東の都市拠点づくり
川島地域	区域南西部の木曾川の三派川により囲まれる川中島で水と緑に包まれた自然的環境豊かな地域	歴史、自然、大規模公園を活用した全島交流ゾーンの形成

三 区域区分(市街化区域と市街化調整区域)の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1 本区域では、次の理由により区域区分を定める。

- (一) 世帯数の増加による住宅需要が発生することや土地利用転換が可能な地域が市街地周辺に広がっていること。
- (二) テクノプラザ及び東海北陸自動車道岐阜各務原インターチェンジ周辺の新産業拠点としての計画的な市街地整備を行う必要があること。
- (三) 既成市街地での人口の空洞化がみられる一方、市街地外の大規模集落地周辺で宅地が拡大するなど、既成市街地での都市基盤施設の積極的整備により市街地外への拡散を計画的に抑制し、既成市街地の再構築を図る必要があること。

2 区域区分を定める際の方針

- (一) 人口及び産業の見通し、市街化の現況及び動向を勘案し、適正に市街化区域を設定する。
- (二) 平成二十二年時点での市街化区域面積は、おおむね二千七百六十七ヘクタールである。

四 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する方針

(一) 住居系

- (1) 鉄道及び国道二十一号沿いの既成住宅地については、道路、公園等の基盤施設の充実により居住環境の改善を図る。
- (2) 近年市街化区域に編入した周辺住宅地については未利用地の宅地化及び公園、緑地等の基盤整備用地としての活用を促進する。
- (3) 北部丘陵地に開発された住宅団地については、戸建て住宅を中心とした低層住宅地としての良好な居住環境の保護・形成を図る。
- (4) 蘇原地域などで見られる住宅、工場等が混在する区域については、公園整備や街の緑化を適切に行い、住宅地と工業地が共存しつつも、良好な居住環境を整える。
- (5) 芋ヶ瀬池周辺の住宅地等については、景観に配慮したまちづくりを進めることにより池周辺の歴史的及び自然的環境と一体となった風致を維持する。
- (6) ゆとりとつるおいに満ちた低層低密度の住宅地の形成を図る。

(二) 商業系

- (1) JR那加駅及び名鉄新那加駅周辺、各務原市役所周辺を含む地区並びにJR鷺沼駅及び名鉄新鷺沼駅周辺については、駅前広場、交通施設等の整備により拠点商業地として機能の強化及び充実を図る。
- (2) 幹線道路沿道については、交通便利性を活用した沿道立地型商業業務施設の立地を誘導し、岐阜各務原インターチェンジ周辺については、高速交通体系の利便性を活かした広域的な商業地形成を図る。
- (3) 北部丘陵地に開発された住宅団地内の商業施設集積地については、地域住民の生活を支える近隣商業地としての機能の充実を図る。
- (4) 鉄道駅周辺については、土地の有効利用の観点から建物密度の高度化を図る一方、幹線道路沿道については、ゆとりある街並み形成に向け低密度な市街地形成を図る。

(三) 工業系

- (1) 蘇原、各務原、三柿野、那加、及び竹早地内の既存工業地については、工場敷地内における緑地の確保等、周辺の市街地環境に十分留意しつつ、操業環境の維持を図る。
- (2) 金属工業団地、各務原工業団地、北部工業団地等の工業専用団地については、現有機能の維持及び強化を図り、特にテクノプラザが立地する北部工業団地に

ついては、情報産業・次世代産業等が立地する新産業拠点の形成を図る。

- (3) 岐阜各務原インターチェンジ南部については、高速交通体系の交通便利性を活かした、情報産業・次世代産業等の新たな産業の創出を図る。
- (4) ゆとりある就業環境や防災上の安全性を確保するため低密度な市街地形成を図る。

四 緑地等

- (1) 岐阜大学農場跡地の緑地は、都市部にまとまって残された貴重な緑地として一体的に継承しつつ風致を維持するものとする。
- (2) 生産性の高い区域北部や鷺沼地域の優良農地を中心に保全に努める。
- (3) 北部丘陵山地部の砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び保安林については、防災的観点等から市街化を抑制する。
- (4) 特別緑地保全地区の八木山、新境川等の河川、天野山、伊木山等の居住近郊山林をはじめとする森林・緑地・水辺系地域については、その保全に努めるとともに、市民生活に潤いとやすらぎを与える場として整備を図り、自然共生型の土地利用に努める。

五 その他

- (1) 蘇原北部、稲羽西、前渡、綾南等の市街地外の大規模集落については、幹線道路整備及び集落周辺部の都市的土地利用への転換と連動した集落内部の主要な生活道路の整備等を主とした地区整備により良好な集落環境の確保を図る。
- (2) 市街地外の建築物の形態規制については、建築実態を踏まえ建ぺい率六十パーセントかつ容積率二百パーセントを基本として適用する。
- (3) 権現山東部地区においては、既存の工場が立地しており周辺環境に配慮し、緑陰環境を重視した産業団地の整備を図る。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

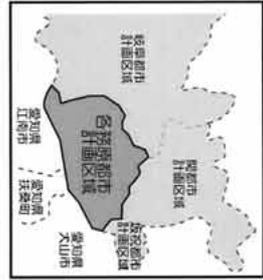
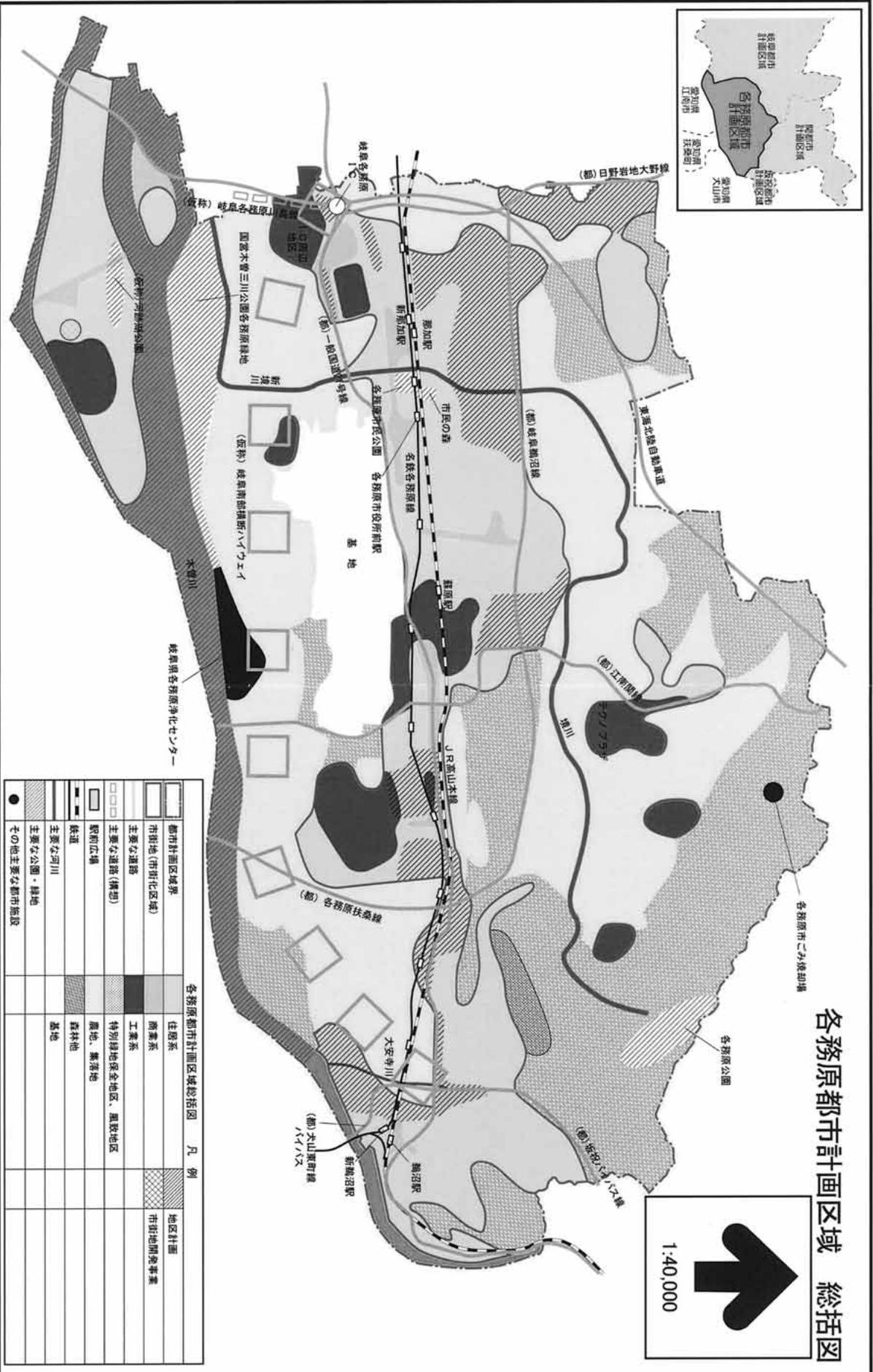
- (1) 多くの駅を有する鉄道を活用するために、駅勢圏の拡大を図り公共交通の利便性を図る。
- (2) 駅から離れた位置に立地する住宅団地と利用者の多い拠点駅を連絡する公共交通軸の形成を図る。
- (3) 広域的な交流活動を支える交通網の充実を図る。
- (4) 市民活動に密着した道路網の充実を図る。

- (5) 道路の整備水準の目標は、市街地内の幹線街路の配置密度を一平方キロメートル当たりおおむね一・五五キロメートルとする。
- (二) 下水道及び河川
  - (1) 下水道については、市民の理解を得ながら費用対効果を十分考慮し、計画的に推進する。
  - (2) 河川については、流域環境の整備を図るとともに、自然との共生や水辺空間の活用を考慮し、砂防事業や河川事業を推進していく。特に河川への雨水の急激な流出を防止するため、境川流域において流域貯留対策を推進する。
  - (3) 公共下水道の整備水準の目標は、処理区域を市街地全域、普及率を百パーセントとする。
  - (4) 都市下水道については、既成市街地を中心とした計画集水区域の整備を促進する。
- 3 市街地開発事業に関する方針
  - (一) 鷺沼東町・南町については、(都)犬山東町線バイパスの建設を促進し、JR鷺沼駅及び名鉄新鷺沼駅周辺の既成市街地と一体性を持った良好な市街地の基盤整備を行う。
  - (二) 新たな産業立地の受け皿としてテクノプラザ第二期事業を推進する。
  - (三) 岐阜各務原インターチェンジ周辺については、交通便利性を活かした新たな産業の創出を図るため、都市基盤の整備に努める。
- 4 自然的環境の整備又は保全に関する方針
  - (一) 暮らしの中で、自然と郷土の歴史文化に親しみ、歩いて楽しく、安全で、美しい回廊づくりを行う。
  - (二) まちの中に豊かな水と緑の環境を創造するビジョンを市民、企業及び行政が共有し、都市と自然が手を結ぶ二十一世紀のライフスタイルの実現を目指す。
  - (三) 森、川、池、公園、並木等の水と緑を育みながら、まちの骨格となる水と緑の回廊と、暮らしを彩る身近な緑を創造していき、自然と共存する豊かなまちを目指す。
  - (四) 市民に憩いの場を作り出す「まちの回廊」、自然とのふれあいの場となる親水性を確保する「川の回廊」、市民参加による里山の保全及び管理を目指す「森の回廊」を三つの回廊として整備及び保全する。
- (五) 「緑のシヴィックセンター」、「田圃のランドスケープ」、「各務の森」、「大安寺

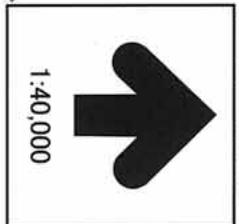
川上流部」、「伊木山・犬山城」、「空の森」、「木曾川のランドスケープ」を七つの拠点として整備・創出等を図る。

(六) 緑地の整備水準等の目標は、都市計画区域内の緑地率を約四十四パーセント、都市計画区域一人当たりの面積を約四十七平方メートルとする。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業の概ねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。



各務原都市計画区域 総括図



各務原都市計画区域総括図 凡例	
都市計画区域境界	住居系
市街地(市街化区域)	商業系
主要な道路	工業系
主要な道路(構想)	特別緑地保全地区、風致地区
駅前広場	農地、集落地
鉄道	森林地
主要な河川	基地
主要な公園・緑地	
その他主要な都市施設	

第211

公述申出書

平成20年6月6日付けで岐阜県公報に登載された各務原都市計画区域マスタープランの都市計画決定案(素案)について、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。

平成20年6月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日

職 業

TEL

印

意見の要旨及びその理由

(注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。

2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、各務原都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分(区域区分)に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則(昭和四十五年岐阜県規則第五十九号)第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年六月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関 係 市
各務原	平成二十年六月二十六日 (木)午後三時から	各務原市川島河田町 一〇二八番地一 各 務原市川島ライフデ ザインセンター集會 室	各 務 原 市

(注) 各務原都市計画区域マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)の変更に関する公聴会、岐阜都市計画区域マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)の変更に関する公聴会及び岐阜都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分(区域区分)の変更に関する公聴会と同時に開催する。

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要  
別記一のとおり

(注) 今回の変更素案は旧川島町部分の都市計画の内容を、岐阜都市計画区域から各務原都市計画区域へ単純に移行するものであり、住民の方の権利関係に変動はない。この変更後に新たな都市計画区域マスタープランの策定や区域区分の見直しに着手し、市街化区域の拡大・縮小等の都市計画決定を平成二十二年までに行う予定

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課において閲覧に供するほか、各務原市都市建設部都市計画課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十年六月六日(金)から同月二十日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く)の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十年六月二十日(金)まで(郵送、ファックスによる場合は、期限までに必着のこと。)に別記二の様式により、〒五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市政策課へ公述申出書を一部提出すること。公述の内容は都市計画の案の範囲とする。

なお、公述申出書の中に同趣旨の意見が多数ある場合は、公述を申し出た者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者を選定の上、公聴会の前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建築部都市政策課(電話〇五八 二七二 一一一一 内線三七五五 ファックス〇五八 二七八 二七六四)又は各務原市都市建設部都市計画課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。

別記一

一 区域区分の変更を必要とする理由

平成十六年十一月一日に各務原市(各務原都市計画区域)と川島町(岐阜都市計画区域)が市町合併したことにより、旧川島町を岐阜都市計画区域から各務原都市計画区域に編入を行うため、都市計画区域の変更及び都市計画区域マスタープランの変更に併せて区域区分の見直しを行う。

二 区域区分の変更の基本方針

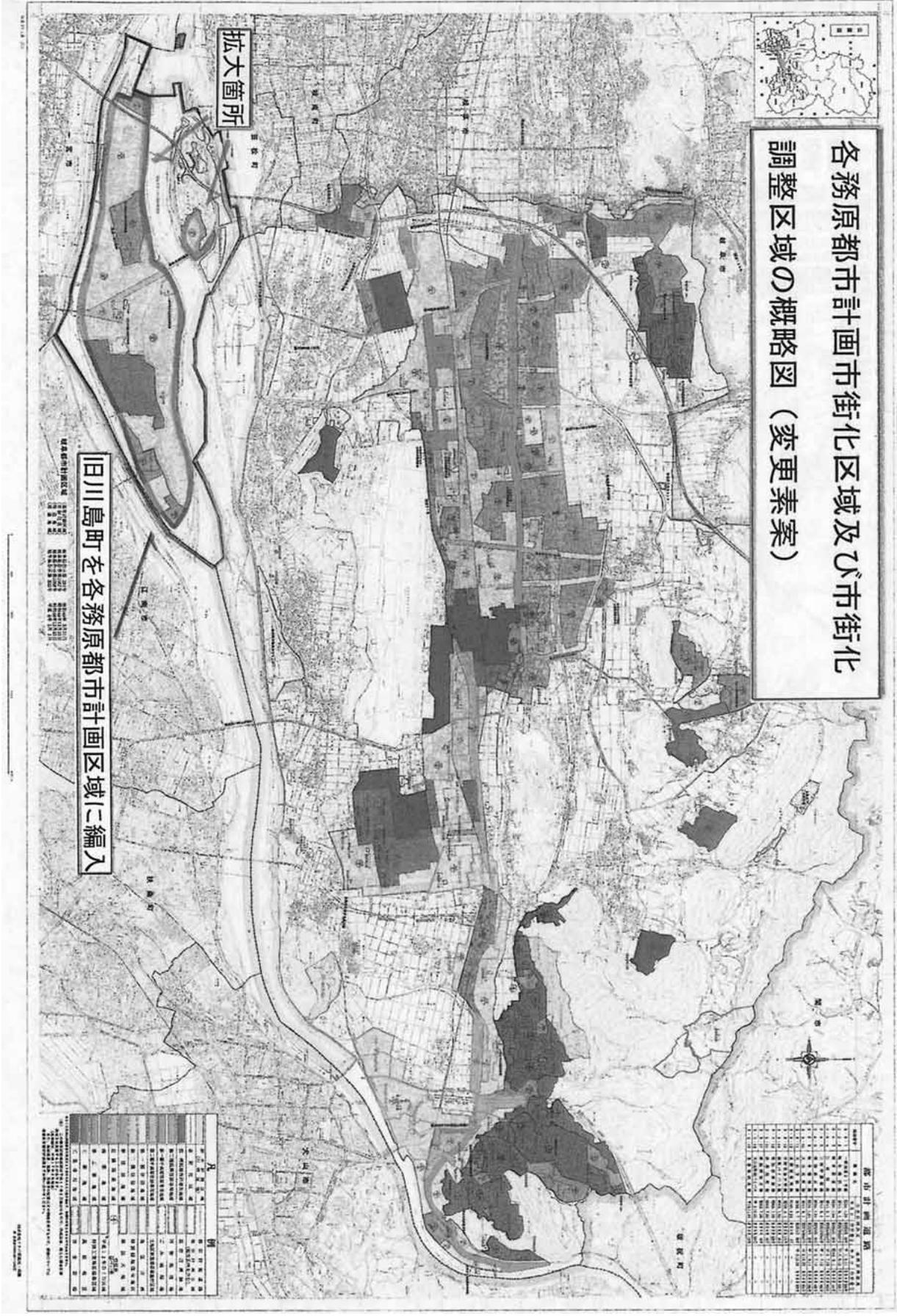
岐阜都市計画区域に属している各務原市(旧川島町)部分について、新たに各務原都市計画区域に編入することとし、旧川島町及び旧各務原市部分における区域区分を現行のまま維持し、変更後の各務原都市計画区域について引き続き区域区分を定めることとする。

三 区域区分の変更の内容

次の箇所について市街化区域の拡大を行う。

四 区域区分に関する都市計画概略図は、総括図のとおりとする。

箇所番号	地区名	面積(㎡)	拡大理由
1	川島	四一九・〇	都市計画区域の変更に伴う既市街化区域の編入



各務原都市計画市街化区域及び市街化調整区域の概略図 (変更素案)

旧川島町を各務原都市計画区域に編入

区分	面積 (㎡)	面積 (ha)
市街化調整区域	1,234,567	123.4567
市街化区域	2,345,678	234.5678
その他	3,456,789	345.6789
合計	7,037,034	703.7034

区分	面積 (㎡)	面積 (ha)
市街化調整区域	1,234,567	123.4567
市街化区域	2,345,678	234.5678
その他	3,456,789	345.6789
合計	7,037,034	703.7034

第211

公述申出書

平成20年6月6日付けで岐阜県公報に登載された各務原都市計画区域区分の都市計画決定案(素案)について、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。

平成20年6月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日

職

TEL

印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。  
 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

平成二十年六月六日印刷  
平成二十年六月六日発行

発 行 者  
発 行 所

岐阜市数田南二丁目一番号  
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 寛  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む。)